

第1章 はじめに

# 第1章 はじめに

## 1. 背景

松戸市は、大都市周辺で行われる近郊農業地帯として発展していましたが、都市化が進む中で、農地が都市施設や宅地等に変わり、人口約49万人を抱える都市に発展してきました。松戸市は、全域が都市計画区域<sup>(注)</sup>で、農地の7割を占める市街化調整区域内農地<sup>(注)</sup>と3割を占める市街化区域内農地<sup>(注)</sup>に大別されます。

市街化調整区域内農地では、米やねぎ等、様々な農産物が生産されています。市街化区域内農地においても、市街地の中で、梨やえだまめ等が生産され、市民に新鮮で安全・安心な農産物を供給するという役割を担っています。

農業を取り巻く環境は大きく変化しています。一方で農業従事者の高齢化、担い手や後継者不足が深刻化していますが、他方で農業が担う役割である農産物の供給のほか、都市の中の貴重な緑地や防災機能など、都市農業の有する多面的機能の重要性が認識されてきています。

大規模に生産される遠郊農業だけではなく、近郊農業・都市農業の重要性が再認識され、農業に関する法律が改正・制定されています。松戸市においても、法律の改正を受けて、近郊農業・都市農業の役割を見直し、松戸市とともに松戸市の農業も維持・発展していくことが望まれています。

## 2. 農業に関する法律の改正・制定について

2015年、「都市農業振興基本法」が制定、2016年に「都市農業振興基本計画」(以下「基本計画」という。)が策定されました。これまで都市農地は、「いずれ宅地化すべきもの」と位置づけられてきましたが、都市に「あるべきもの」へと大きく転換され、都市農業の継続によって農産物の供給を含め多様な機能の発揮が求められています。それらを受けて、2017年の生産緑地法の一部改正等、法律や制度の改正が行われてきました。松戸市においても都市農業の振興に関する施策を、総合的かつ計画的に推進することが求められています。

1991年に改正された生産緑地法では、市街化区域内にある農地が、「宅地化を進める農地」と「市街化区域内で保全する農地としての生産緑地<sup>(注)</sup>」に分けられました。生産緑地に指定された農地は、固定資産税が一般の農地と同程度の税額に抑えられるほか、相続税の納税猶予が適用されるなど、農地を保全するための優遇措置が受けられます。指定を受けるには30年間の営農義務が課せられました。多くの生産緑地が指定後30年を迎える2022年以降、いつでも買取り申出が可能となり、市街化区域内農地の減少が危惧されています。そのため指定後30年を経過する生産緑地には、営農義務が10年となる特定生産緑

地制度が新たに設けられました。この特定生産緑地の指定は10年ごとに更新することができます。

また、生産緑地法の改正等を受け、市の条例によって生産緑地<sup>(注)</sup>の面積要件の引き下げ、1囝地の面積要件の緩和、生産緑地追加・再指定の促進などが可能となります。これらによって生産緑地の拡大も可能になります。同時に、生産緑地法の改正により農産物の加工施設や直売所、農家レストラン<sup>(注)</sup>が生産緑地内に設置可能となりました。

また、相続未登記農地<sup>(注)</sup>の利用の効率化の促進や、底面がコンクリート等で覆われた農産物の栽培施設設置が農地転用せずに可能になるなどの法律改正も行われました。市街化区域内農地<sup>(注)</sup>についても、その貸借をし易くするために都市農地の貸借の円滑化に関する法律が2018年に制定されました。

### 3. 計画策定の目的

松戸市では、基本計画の主旨を踏まえ、都市農業の有する多様な機能の発揮を通じて、良好な都市環境の形成に資することを目的に、「松戸市都市農業振興計画」を策定します。都市農業振興基本法では、「都市農業は、市街地及びその周辺の地域において行われる農業」と定義され、市街化区域及び非線引き都市計画区域<sup>(注)</sup>における用途地域を中心としたものとなっております。しかし、基本計画では、それらの地域内に残された農地が少ない場合や、市街化区域と市街化調整区域の双方に農地を所有するケースが多く存在する場合は、周辺部における農業も都市農業振興施策の対象とするとされています。松戸市の農地は、のことと、三大都市圏特定市<sup>(注)</sup>に指定されていることから、市内全域で営まれている農業を都市農業と位置づけ、本市農業の持続的な振興に関する施策を策定します。

### 4. 計画の期間

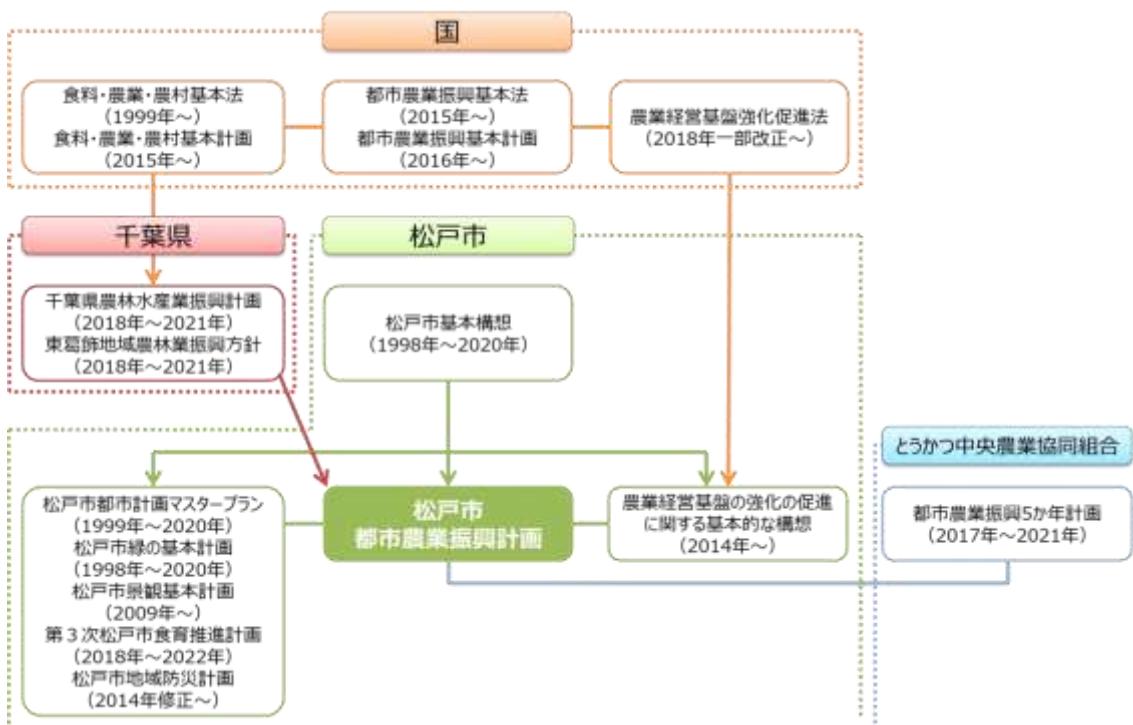
「松戸市都市農業振興計画」は、2019年度から2028年度までの10年間の計画です。ただし、経済・社会情勢の変化や施策の進捗状況などにより、中間年である5年を目途に見直しを行うものとします。

## 5. 計画の位置づけ

「松戸市都市農業振興計画」は、国の法律や計画、国に基づく県の計画や方針、松戸市の「松戸市基本構想」を上位計画とし、「松戸市都市計画マスタープラン」、「松戸市緑の基本計画」等の本市関連計画をはじめ、とうかつ中央農業協同組合の計画等と連携を図ります。「松戸市都市農業振興計画」は、これから松戸市の農業の振興を図っていく上で指針となるものです。

また、都市農業振興基本法に定められた「地方計画」として位置づけるものとします。

【松戸市都市農業振興計画の位置づけ】



## 6. 都市農業について

2015年、都市農業振興基本法の制定により、都市農地の役割が評価され、「都市にあるべきもの」へと位置づけが変わり、都市形成の上で農地は重要な役割を担っています。これまでも、これからも都市農業は、下記の多様な機能を発揮して、良好な都市環境の形成に貢献していかなくてはなりません。

### 【都市農業の多様な役割】



※農林水産省が定義した都市農業の多様な役割をもとに作成

### 【松戸市の実情に合った多様な役割例について】

#### ○新鮮な農産物の供給

消費者が求める地元産の新鮮な農産物を供給する役割

#### ○都市住民の農業への理解の醸成

身近に存在する都市農業を通じて都市住民の農業への理解を醸成する役割

#### ○農業体験・学習、交流の場

都市住民や学童の農業体験・学習の場及び生産者と都市住民の交流の場を提供する役割

#### ○良好な景観・生活環境の形成

緑地空間や水辺空間を提供し、都市住民の生活に「やすらぎ」や「潤い」をもたらす役割

#### ○生きがい・機能回復の場

農作業の場となり、生きがい作りに貢献し、野菜等や自然とかかわることで社会生活における健康の回復を図る役割

#### ○災害時等の防災機能

火災時における延焼の防止や地震時における避難場所、仮設住宅建設用地のための防災機能としての役割